

平成19年12月14日（金曜日）

○出席議員（16名）

議 長	渡 辺	旺 君	8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君	9 番	北 川	進 君
2 番	南	和 彦 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	川 口	正 己 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	藤 井	良 信 君	12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君	13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君	14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君	15 番	米 田	満 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君	まちづくり政策部企画財政課参事 兼行財政改革推進室長	山 田	吉 弘 君
副 町 長	浅 田	裕 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	北 川	真 由 美 君
教 育 長	浜 田	寛 君	町民福祉部 町民生活課長	川 口	克 則 君
総 務 部 長 兼まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君	町民福祉部町民生活課参事 兼子育て支援センター所長	宮 崎	裕 子 君
町民福祉部長	夷 藤	涉 君	町民福祉部 健康推進課長	八 田	精 三 君
都市整備部長	中 本	英 夫 君	町民福祉部 介護福祉課長	黒 田	邦 彦 君
消 防 長	島 田	敏 郎 君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	荒 家	良 樹 君
会 計 管 理 者 兼会計課長	長 丸	信 也 君	都市整備部 都市建設課長	黒 田	孝 雄 君
総 務 部 長 総 務 課 長	田 中	徹 君	都市整備部上下水道課長 兼新エネルギー開発対策室長	中 西	昭 夫 君
総 務 部 参 事 総 務 課 参 事	島 田	睦 郎 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	北	雅 夫 君
総 務 部 長 税 務 課 長	向	貴 代 治 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	出 川	常 俊 君
まちづくり政策部 企画財政課長	橋 本	稔 君	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	東	耕 三 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局 書記 東 康 弘 君

○議事日程（第3号）

平成19年12月14日 午後2時開議

日程第1

認定第1号 平成18年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第9号 平成18年度内灘町水道事業会計決算認定についてまで

日程第2

議案第88号 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から

議案第105号 内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例についてまで

日程第3

追加議案の上程

議案第106号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明

日程第4

議会議案第10号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

議会議案第11号 内灘町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の提出について

日程第5

議会議案第12号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書の提出について

議会議案第13号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書の提出について

議会議案第14号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書の提出について

（第3号の追加1）

日程第1

議会議案第15号 原爆症認定制度に係る問題の早期解決を求める意見書の提出について

議会議案第16号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

議会議案第17号 最低保障年金制度の実現に関する意見書の提出について

議会議案第18号 取り調べの可視化の実現を求める意見書の提出について



午後2時30分開議

○開 議

○議長【渡辺旺君】 傍聴の方、大変ご苦勞さまでございます。

議員の方におかれましては、連日、慎重審

議大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○会議時間の延長

ものがないか検討すること。

5点目として、北鉄の路線バスと町が導入を進めるコミュニティバスが共存できるよう、赤字路線のルート、時間帯、補てん等について両者で十分協議すること。

6点目として、世界の風の祭典はゴールデンウィーク中に開催されるため、参加する公民館の役員のほか運営にかかわる職員等は、せつかくの大型連休なのに家族サービスや遠出ができない状況なので、日程の変更を検討すべき。

以上、6点の指摘事項のほか、8項目の指摘事項も合わせまして、今後の予算編成及び執行に十分反映されるよう強く要望し、審査の報告といたします。

平成19年12月14日

決算特別委員会委員長 恩道正博

○議長【渡辺旺君】 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。



○質 疑

○議長【渡辺旺君】 これより決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【渡辺旺君】 これより採決に入ります。

まず、認定第1号平成18年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認

定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、認定第1号はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【渡辺旺君】 次に、認定第2号平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成18年度内灘町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第5号平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定についての4決算を一括して採決いたします。

本決算4件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、認定第2号、認定第3号、認定第4号並びに認定第5号の4決算はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【渡辺旺君】 次に、認定第6号平成18年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成18年度内灘町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第8号平成18年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての3決算を一括して採決いたします。

本決算3件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、認定第6号、認定第7号並びに認定第8号の3決算はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【渡辺旺君】 次に、認定第9号平成18年度内灘町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、認定第9号はこれを認定することに決定をいたしました。



○議案一括上程

○議長【渡辺旺君】 日程第2、去る12月10日、各常任委員会に付託いたしました議案第88号平成19年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から議案第105号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例についてまでの18議案及び継続審査となっております陳情第2号並びに今期定例会までに受理されました陳情第3号、請願第3号、請願第4号、請願第5号を一括して議題といたします。



○常任委員長報告

○議長【渡辺旺君】 これより各常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

清水文雄総務常任委員長。

〔総務常任委員長 清水文雄君 登壇〕

○総務常任委員長【清水文雄君】 平成19年第4回定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果につい

てご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第88号平成19年度内灘町一般会計補正予算（第4号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選挙費、第7項交通安全対策費、第9款消防費第1項消防費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第2項基金費、第2条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第96号内灘町男女共同参画まちづくり条例については、採決の結果、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第97号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第98号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第99号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第100号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第101号内灘町税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願及び陳情の審査の結果をご報告いたします。

陳情第3号悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件については、慎重に審査をした結果、採択とすることに決しました。

請願第4号取り調べの可視化の実現を求めることについては、慎重に審査をした結果、採択とすることに決しました。

請願第5号「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願については、慎重に審査をした結果、継続して審査することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成19年12月14日

総務常任委員会委員長 清水文雄

○議長【渡辺旺君】 能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【能村憲治君】 平成19年第4回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第88号平成19年度内灘町一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第4項社会教育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第92号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第93号平成19年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第94号平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第102号内灘町高齢者医療助成金支給条例を廃止する条例については、採決の結果、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

なお、内灘町高齢者医療助成金支給条例の廃止により、高齢者福祉サービスが低下しないよう、かわってその財源を、生活習慣病予防対策に充てる等、高齢者の方々に配慮した福祉施策の充実に努められるよう申し添えます。

議案第103号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっておりました陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第2号原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情については、慎重に審議をした結果、採択することに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第3号最低保障年金制度の実現を求める請願については、慎重に審議をした結果、採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成19年12月14日

文教福祉常任委員会委員長 能村憲治

○議長【渡辺旺君】 北川進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 北川進君 登壇〕

○産業建設常任委員長【北川進君】 平成19

年第4回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第88号平成19年度内灘町一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費第1項農業費、第8款土木費第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第4項住宅費については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第89号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第90号平成19年度内灘町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第91号平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第95号平成19年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第104号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第105号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

ただし、審議の過程において下水道使用料は、水道料金を合わせて徴収しており、水道事業の経費削減に努め、近い将来値下げできるよう、今後一層の努力を行うよう申し添えたいと思います。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

ます。

なお、本委員会として公共下水道及び都市計画事業など、所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので申し出いたします。

平成19年12月14日

産業建設常任委員会委員長 北川進

○議長【渡辺旺君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。



○質 疑

○議長【渡辺旺君】 各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

13番、中川達君。

〔13番 中川達君 登壇〕

○13番【中川達君】 議案第105号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、若干の質疑をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

先ほど決算の特別委員会におきまして指摘がございました。その指摘内容の事項については、公共下水道の整備は100%近くになっているが、家屋と接続していない世帯の件数も数多くあるという報告がございました。そういった中で、やはり接続してない住宅の考え方、そしてまた町の指導、そして委員会におきましてそういった指導の指摘事項等々があったのかどうか。あるいはまた、早急にこういった接続していない家庭への指摘をどのようになされたのか、お尋ねをいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長【渡辺旺君】 北川進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 北川進君 登壇〕

○産業建設常任委員長【北川進君】 産業建設常任委員会についての今審議中の中での議案第105号に公共下水道条例の一部を改正する条例についての質疑がありましたので、審議された内容についてご報告申し上げたいと

思います。

私たち委員会としても、先ほど中川議員が申しましたとおり、まだ加入していない未加入者が結構いるということ、そういった点も含めて今後の下水道料金を考えるべきでないかという案も出ました。その中には、やはり大京の中での大口利用者、そういった点もありましたので、その点も含めて審議いたしました結果、できれば1億5,000万を何とかこの公共下水道料金の中で取り上げていきたいという形のまず呼びかけであったんですが、我々としてはそれは余りにも、料金を上げることによってのみ、その予算的な金額を取ること自身も余りにも町民に対して軽はずみといえますか、あるいは簡単にできる問題ではないと。委員自身もその点についてはできるだけやはり上げ幅を少なくした形で持っていくべきでないかという形で、一応大体85%程度に絞るような形をとらえまして、総額で約1億2,000万程度の料金値上げを認めると。

その中での採決の結果、先ほど委員長報告の中で申し上げましたとおり、皆さんの委員の方のご了解を得て、今の委員長報告の中に取り上げてあります。

なお、公共下水道料金につきましては、ある程度のこれからの施設管理といえますか、そういうものも必要だということで、その反面、水道料金をできるだけ現在、県水に頼っておる分を、せめて3,000ぐらい、約1万とした場合に3割ほどは自己水でやはり賄うような形をとって、県水から購入する金額をできるだけ少なくし、その分を水道料の中に反映していくと。そうすれば、水道料をもう少し下げることができるのではないかと。そういう点も含めて協議いたしました。

その結果について、このようになったことをご報告申し上げます。

○議長【渡辺旺君】 13番、中川達君。

○13番【中川達君】 (議席より) はい。

○議長【渡辺旺君】 ほかに質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、八田外茂男さん。

[12番 八田外茂男君 登壇]

○12番【八田外茂男君】 議案第102号内灘町高齢者医療助成金支給条例を廃止する条例及び議案第105号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例について、ただいまから反対討論をさせていただきます。

私、一般質問の中でも言いましたとおり、灯油や生活必需品等が大幅な値上げをされる中、生活弱者についての政策、セーフティネットについてしっかりした議論もなく、また方向が定まっていない状況下での下水道料金の値上げ、また医療費の助成の廃止は、決して許されるものではありません。

現在、能美市では、石川県のほかの自治体に先駆け、生活弱者に対して灯油券50リッター分の配布、約620世帯に配布することを決めております。このように、生活弱者による最大の配慮をするのが住民に一番身近な自治体ではないでしょうか。自治体が住民を守らなくてだれが住民を守るのでしょうか。

幸い、この議案に関しましては、施行は来年4月1日以降であります。当局に対し再度、セーフティネットについて検討していただく意味も踏まえて、この議案に反対したいと思います。

議員の皆さん、悲惨な事故や事件が起きてからでは遅いのです。ぜひとも私の趣旨をご理解され、反対されるようお願い申し上げます。

内灘の住民の命を守るのは、本当に最後に決断するのは、町当局ではなく私たちこの議会なんです。ぜひとも検討していただきます

ようよろしくお願いいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長【渡辺旺君】 ほかにありませんか。

13番、中川達君。

[13番 中川達君 登壇]

○13番【中川達君】 議案第102号内灘町高齢者医療助成金支給条例を廃止する条例につきましては、担当所管委員会におきまして慎重に審議をさせていただいた立場から、賛成の討論をさせていただきますので、議員各位におかれましてはよろしくお願いをいたします。

当条例は、65歳から69歳の町独自の医療費の助成でございますけれども、この助成を廃止するという件に関しましては、いろいろな角度から審議をさせていただき、今ほど八田議員の趣旨もよく理解できますけれども、ただ、国の三位一体、そしてまた地方分権の中、今日に置かれている地方の行財政は非常に厳しい状況が発生いたしております。この内灘町も例外でなく広報あるいはまた議員の皆様方には十二分に認識をしている財政状況の中、今町は3億円弱の財政効果を先般も議会のほう、そしてまた改革検討委員会、議会のところにも示されました。当然、改革という中で、内灘町内のそれぞれの団体の各所の方もこういった改革に議論をされております。当然、広報等にもそういった趣旨のものがよく掲示をされているかと思っております。

そういった中、やはり今、かほくあるいはまた町外でこの廃止論が続いている中、何とか対象者の皆様にご理解をいただき、そしてこの町がしっかりと健全なるまちづくりのために廃止をやむなく賛成したわけでございます。

そしてまた、賛成する以上、この対象者となるべく経費は、先ほど文教福祉常任委員会の委員長報告にもございましたが、生活習慣病の予防という、そういった予防のこれから

経費に充てるということもしっかりと聞き及んでおります。そういった中、町民の皆様がしっかりとした予防のもとで、健康で安心して過ごせるそういった形に使っていただきたいという認識も委員会でもございました。

どうぞ議員各位におかれましては、そういった思いをしっかりと認識していただき、賛同していただきますようお願いを申し上げて、賛成の討論にかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長【渡辺旺君】 ほかに討論ありませんか。

6番、北川悦子さん。

[6番 北川悦子君 登壇]

○6番【北川悦子君】 議案第105号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例に反対する立場から、一言討論させていただきます。

町長は、議案提案の中、また一般質問へのお答えの中で、財政構造の抜本的な見直しをと言いながらも、財源捻出のために町民生活に配慮を欠いたものであってはならず、とりわけ行財政改革と町民生活の維持を両立させる立場から、社会的弱者に対しては十分に配慮するなど、あくまでも町民生活を守るという立場を堅持しなければならないと思うのでありますと述べていらっしゃいました。

私は、毎日の生活に欠かすことのできない公共下水道料金を改正し、値上げすることが町民生活を守る生活を維持し、営む上で許されるものかどうか。また、町民の方々が仕方がないとあきらめられる金額なのでしょうか。

18年度使用料と照らしても3割近くの人が800円から1,300円の値上がり、また年間で直しますと1万円から1万5,000円の値上がりになります。

皆さんは、お風呂を1日おきにしたり、冬でもシャワーにしたりとか、また洗濯にはお風呂の残り湯を使用するなど、また木や花などの水やりには雨水をためておいたり、お米のとぎ汁を使ったりなど、いろいろと主婦の

工夫をしているところであります。

また、障害者施設は、自立支援法の施行から施設運営費が悪化しており、施設運営が成り立っていくのかどうか、悲鳴を上げている状態であります。国に見直しを迫っていますが、月に見直しを迫っていますが、月に4,300円ほどの値上げとなります。年に直しますと5万円の値上がりとなります。

また、高齢者のグループホームでは月1万4,000円ぐらい値上げになる模様であります。年に直しますと17万円近く値上がりとなります。年金暮らしの方からは「本当に困る。下水道だけではないのよ」と。足腰痛み、医療費はかさむし、ほのぼの湯は100円出さないと行かないし、家は大変でお金はかかる。とてもお金がかかるし」というようなことで、一人だけの問題ではない。この特定の方だけの問題ではないと。そして、生活をしていく上に生じる不安であることがわかります。

先ほども私の所属の委員会でありますので、その中では反対意見を十分述べさせていただきましたけれども、102号、また議案第103号につきましても、条例改正というようなことで議案が上がっております。

以上のようなことを考えますに、やっぱり年金生活者にとっても、長年頑張ってきた人たちにやはり安心して生活できるようにしていくことが一番大事なことでないでしょうか。

そうした上からも、議員の皆様方にぜひ賛同していただきまして、公共下水道使用料金の値上げ反対ということで、議案第105号条例に反対する立場、また102号、103号を反対していただきますよう、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長【渡辺旺君】 ほかに討論ございませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第88号平成19年度内灘町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第89号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第90号平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第91号平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第89号、議案第90号、議案第91号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第92号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第93号平成19年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第2号）、議案第94号平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第92号、議案第93号、議案第94号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第95号平成19年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第96号内灘町男女共同参画まちづくり条例についてを採決採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第97号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決され

ました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第98号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第99号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第98号、議案第99号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第100号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第101号内灘町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第102号内灘町高齢者医療助成金支給条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第103号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第104号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、議案第105号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

○議長【渡辺旺君】 次に、継続審査となっております陳情を採決いたします。

陳情第2号原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長【渡辺旺君】 次に、今期定例会までに受理しました請願・陳情を採決いたします。

まず、陳情第3号悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長【渡辺旺君】 次に、請願第3号最低保障年金制度の実現を求める請願を採決いた

します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長【渡辺旺君】 次に、請願第4号取り調べの可視化の実現を求めることについてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長【渡辺旺君】 次に、請願第5号「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、請願第5号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

○追加議案の上程

○議長【渡辺旺君】 日程第3、追加議案の上程を行います。

議案第106号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたしま

す。

○提案理由の説明

○議長【渡辺旺君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 議員各位におかれましては、12月7日の議会開会以来、連日におたまりまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは本定例会に上程いたしました議案につきまして適切なるご決議をいただき、重ねて感謝申し上げます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第106号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、来る12月21日任期満了を迎えます教育委員会委員浜田寛氏の後任として、西尾雄次氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由の説明をいたしました。どうぞ適切なるご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長【渡辺旺君】 提案理由の説明は終わりました。

○質 疑

○議長【渡辺旺君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○討 論

○議長【渡辺旺君】 次に討論に入ります。

討論ありませんか。——討論なしと認めま

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長



○閉会中継続審査及び調査

署名議員

○議長【渡辺旺君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

署名議員

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。



○閉議・閉会

○議長【渡辺旺君】 以上で今回の定例会に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成19年第4回内灘町議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、大変ご苦勞さまでございました。

午後4時19分閉会